

郵送で

通知名	通知時期	通知内容
ご契約状況のお知らせ	年4回	・ご契約内容 ・通知作成日における保障内容 ・特別勘定の現状 など
運用実績レポート	年4回	・特別勘定の運用実績(ユニットプライス) など
特別勘定の現況	年1回	・1事業年度内における特別勘定の詳細

電話で
カスタマーサービスセンター

TEL.0120-375-193

受付時間	受付内容
平日 9:00～17:00 ※土・日・祝日 および 12月31日～ 1月3日は 休業とさせていただきます。	各種 お問合せ ・積立金額 など
	各種 お手続き に関する 書類請求 ・契約内容変更 ・解約 ・住所変更 など

インターネットで

http://www.axa.co.jp/life/

情報更新時期	情報内容
毎営業日	・ご契約内容
毎営業日	・ユニットプライス
年12回	・運用実績レポート
年1回	・特別勘定の現況：1事業年度内における特別勘定の詳細
年1回	・決算報告書：アクサ生命の1事業年度内における決算報告書

ご注意いただきたい事項

- 「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ型)付変額個人年金保険(06)」、「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅱ型)付変額個人年金保険(06)」はアクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や、払いもどし金額(解約返戻金額)などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となることがあります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申込みいただくことはできません。
- 変額個人年金保険の積立金は特別勘定(ファンド)で運用され、運用実績に応じて積立金額が増減しますので、死亡保険金額、積立金額、払いもどし金額(解約返戻金額)および将来の年金額などが日々変動します。運用の実績は損失も含め、全て契約者に帰属します。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、払いもどし金額(解約返戻金額)、および将来の年金額などが削減されることがあります。
生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことにより、保険契約者の保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約(再保険を除く)の責任準備金の90%まで補償されます。変額年金保険の責任準備金は、ご契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。また、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となることもあります。(2007年9月現在)
- 株式会社みずほ銀行の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。
- その他にもご注意いただきたい事項がございますので、本商品のご検討・お申込みに際しては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をご覧ください。

詳しくは、変額保険の販売資格を持つ株式会社みずほ銀行の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせ窓口またはフリーダイヤルへ
0120-855-519 ※通話料は無料です
受付時間：月～金／9:00～17:00
12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

→ **アクサ生命ホームページ** <http://www.axa.co.jp/life/>
(引受保険会社に関するお問合せ、ご照会)
カスタマーサービスセンター TEL 0120-375-193
平日9:00～17:00
※土・日・祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。



【本資料は商品パンフレットです】
本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をご確認ください。



この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

アクサ生命の変額個人年金保険

5年計画

保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ型)付変額個人年金保険(06)
保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅱ型)付変額個人年金保険(06)

- *「5年計画(ごねんけいかく)」という商品名は、アクサ生命の保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ／Ⅱ型)付変額個人年金保険(06)の愛称(ペットネーム)であり、据置期間を5年に限定することを意味するものではなく、5年以上を設定することも可能です。
- *この保険商品の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はアクサ生命保険株式会社の募集代理店です。



本商品のご検討に際し、特にご留意いただきたい事項

「5年計画(ごねんけいかく)」は、
アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

変額個人年金保険の投資リスクについて

- 本商品は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債などで運用しており、株式および公社債の価格変動と為替変動などともなう投資リスクがあります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払い戻し金額(解約返戻金額)や将来の年金額などが、一時払保険料などを下回る場合があります。

くわしくはP7▶

ご契約者が負担する費用について

ご契約期間中には、以下の費用をご負担いただきます。

【据置期間中および特別勘定年金受取期間中】

- 契約初期費用 : 一時払保険料に対して5%
- 保険契約管理費 : 特別勘定の積立金額に対して、年率2.3%
- 運用関係費 : 投資信託の純資産額に対して、年率0.315%程度(税抜き:年率0.30%)

【一般勘定年金受取期間中(年金の種類の変更により一般勘定年金を選択した場合)】

- 年金管理費 : 年金額に対して1.0%

※運用関係費および年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

くわしくはP13▶

用語の読み替えについて

このパンフレットでは、一部、通称を用いております。「ご契約のしおり・約款」などの表記とは異なっておりますので、ご注意ください。

- 据置期間 : 積立期間のことです。
- 受取総額保証金額 : 「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ/Ⅱ型)」に定める基準保証金額のことです。
- ステップアップ保証金額 : 「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ/Ⅱ型)」に定める最大契約当日積立金額のことです。
- 特別勘定年金 : 「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ/Ⅱ型)」に定める保証金額付特別勘定年金(定期)のことです。
- 一般勘定年金 : 「変額個人年金保険(06)主約款」に定める年金のことです。
- 死亡給付金最低保証金額 : 「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ型)」に定める遡増保証金額のことです。
- 年金受取期間 : 「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ/Ⅱ型)」に定める年金支払期間のことです。
- 年金受取開始日 : 「保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ/Ⅱ型)」に定める年金支払開始日のことです。

商品の特徴



- 1 据置期間5年以上からご選択が可能です。
- 2 運用好調時に受取総額を増加させるステップアップ保証機能があります。
- 3 特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。
- 4 ご契約時に10年以上の据置期間をご選択された場合、年金受取総額は基本保険金額(一時払保険料相当額)の110%が最低保証されます。(10年据置ボーナス機能)



- 1 ご契約後、中途解約された場合は、受取総額の最低保証はありません。
- 2 ステップアップ保証機能による判定を行うのは、年1回、毎年の契約応当日のみです。
- 3 年金受取総額100%最低保証は、中途解約、積立金額の一括受取をされる場合はありません。
- 4 10年据置ボーナス機能が付加されるためには、ご契約時に据置期間を10年以上に設定する必要があります。また、ご契約を中途解約される場合などには、保証されません。

ご契約時の据置期間により付加される2種類の特約について

- 本商品では、ご契約時にご選択いただいた据置期間に応じて、保証内容の異なる特約[保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ型)、保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅱ型)]のうちいずれか一方が付加されます。
- ご契約時にご選択いただいた特約は、ご契約後に別の特約に変更することはできません。
- ご契約にあたってはそれぞれの特約の特徴をご理解の上、据置期間をご選択いただきますようお願いいたします。

据置期間 5年～9年(年単位)	保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅱ型)
据置期間 10年～17年(年単位)	保証金額付特別勘定年金特約(定期Ⅰ型)

据置期間 5年～9年(年単位)

Point 1

据置期間5年以上からご選択が可能です。

⚠️ご契約後、中途解約された場合は、年金受取総額の最低保証はありません。

Point 2

運用好調時に受取総額を増加させるステップアップ保証機能があります。

⚠️ステップアップ保証機能による判定を行うのは、年1回、毎年の契約応当日のみです。

Point 3

特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

⚠️年金受取総額100%最低保証は、中途解約、積立金額の一括受取をされる場合はありません。

ステップアップ保証金額

「ステップアップ保証機能」により増加した保証金額のことをいいます。毎年の契約応当日(以下判定日)に比較した、判定日前日の積立金額と、それまでに確定しているステップアップ保証金額を比較し、いずれか大きい金額が、受取総額保証金額となります。なお、ご契約時におけるステップアップ保証金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)と同額です。

死亡給付金額

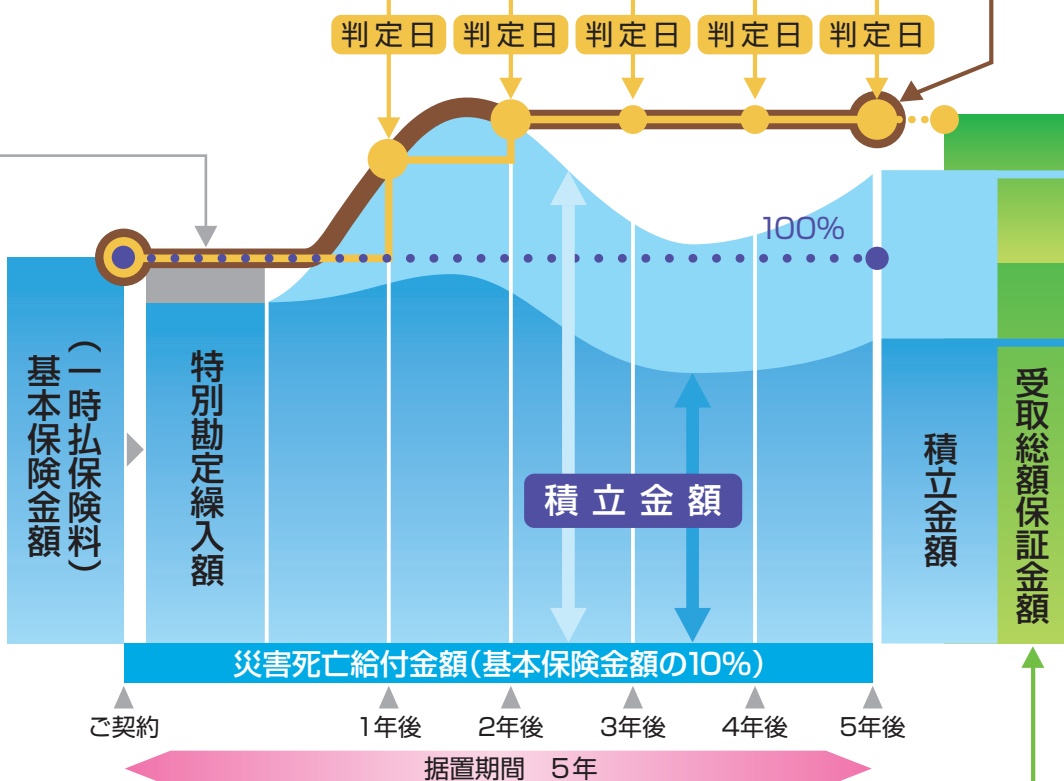
被保険者がお亡くなりになった日の積立金額と、ステップアップ保証金額のうちいずれか大きい金額を、死亡給付金としてお受け取りいただけます。

イメージ図

据置期間が5年の場合

契約初期費用5%
契約日からその日を含めて8日目(休業日にあたる場合には、翌営業日)に一時払保険料から契約初期費用5%を控除した残りの95%を特別勘定に繰り入れ運用を開始します。

解約控除なし
●資金がご入用となり、ご契約を解約する場合でも、払い戻し金額(解約返戻金額)に解約控除はかかりません。
⚠️払い戻し金額(解約返戻金額)は一時払保険料を下回る場合があります。



運用が好調で積立金額が一時払保険料を上回った場合

運用が不調で積立金額が一時払保険料を下回った場合

据置期間終了時におけるご選択*

1 積立金額の一括でのお受け取り

●運用が好調の場合は、積立金の一括支払請求書類受付日の翌営業日における積立金額を一括でお受け取りいただけます。
※一括受取後は、契約は消滅します。 <わしくはP11>

2 運用を継続しながら特別勘定年金をお受け取り

●据置期間中に確定した受取総額保証金額をもとに算出した特別勘定年金をお受け取りいただけます。 <わしくはP9>

3 据置期間の延長

●据置期間を1年単位で、ご契約日から起算して最長で17年まで延長することができます。 <わしくはP10>

4 運用を継続しながら特別勘定年金をお受け取り

●基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されている特別勘定年金をお受け取りいただけます。
※据置期間が5年以上経過していることが条件となります。 <わしくはP9>

*契約日から10年以上経過している場合に限り一般勘定年金へ変更できます。(P14参照)

特別勘定年金
●年金受取開始後も引き続き特別勘定での運用を継続しますので、年金受取総額および年金年額が増加する可能性があります。
⚠️年金受取期間中に、以後の年金のお受け取りにかえて積立金額を一括でお受け取りいただく場合、払い戻し金額と既払年金累計金額の合計金額が一時払保険料を下回る場合があります。

受取総額保証金額
特別勘定年金受取開始日以後における既払年金累計金額と、被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金の合計金額の最低保証額のことをいいます。年金受取総額100%最低保証には、据置期間(5年～17年)と特別勘定年金受取期間(3年～15年)の合計期間が20年間である必要があります。なお、据置期間中に解約する場合、積立金額を一括でお受け取りいただく場合などには、この金額は保証されていません。

*記載の図はあくまでもイメージであり、将来の積立金額、ステップアップ保証金額、受取総額保証金額、死亡給付金額などを保証・予測するものではありません。

<p>特別勘定繰入前に控除される費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約初期費用：一時払保険料に対して5% 	<p>据置期間中に控除される費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約管理費：特別勘定の積立金額に対して年率2.3% ●運用関係費：投資信託の純資産額に対して年率0.315%程度(税抜き：年率0.30%) 	<p>特別勘定年金受取期間中に控除される費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約管理費：特別勘定の積立金額に対して年率2.3% ●運用関係費：投資信託の純資産額に対して年率0.315%程度(税抜き：年率0.30%) 	<p>一般勘定年金受取期間中に控除される費用 (年金種類の変更により一般勘定年金を選択した場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金管理費：年金額に対して1.0%
--	---	---	--

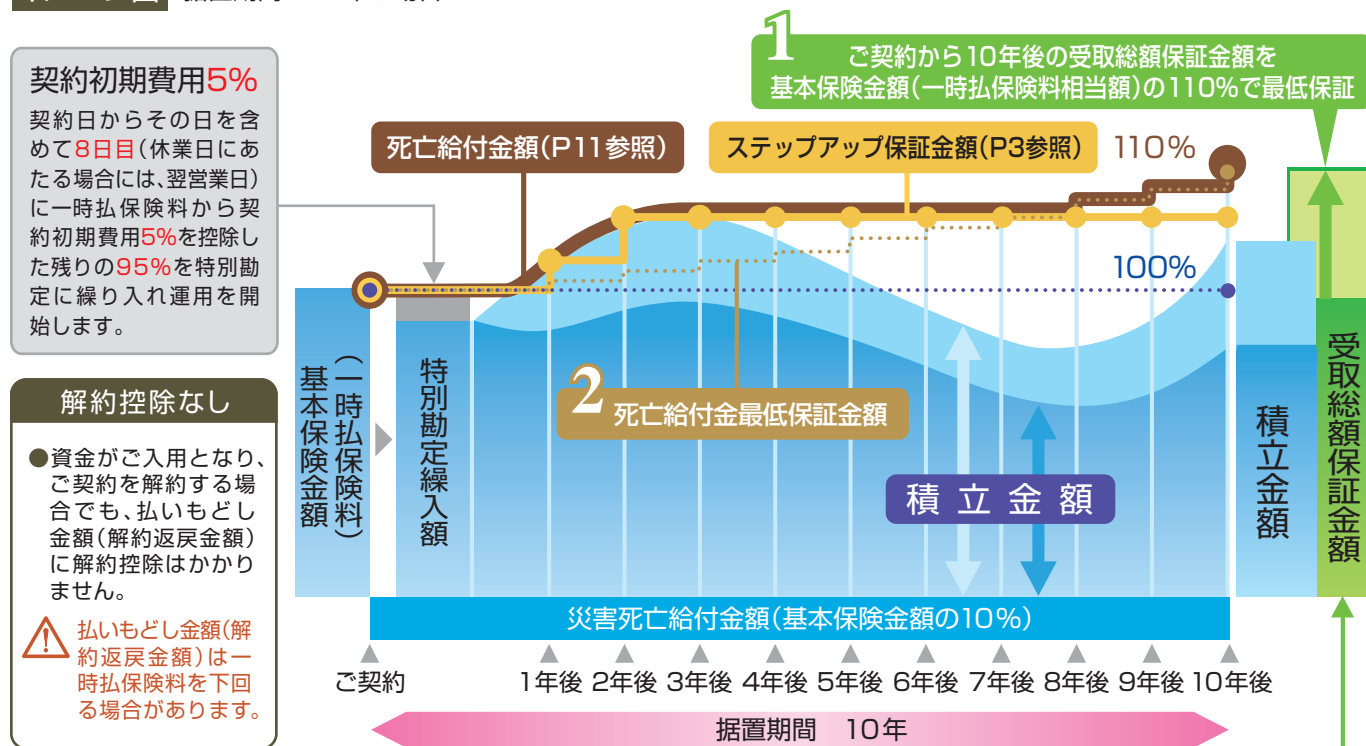
据置期間 10年～17年(年単位)

Point 4

●ご契約時に10年以上の据置期間をご選択された場合、年金受取総額は基本保険金額(一時払保険料相当額)の110%が最低保証されます。(10年据置ボーナス機能)

⚠10年据置ボーナス機能が付加されるためには、ご契約時に据置期間を10年以上に設定する必要があります。また、ご契約を中途解約される場合などには、保証されません。

イメージ図 据置期間が10年の場合



受取総額保証金額

特別勘定年金受取開始日以後における既払年金累計金額と、被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金の合計金額の最低保証額のことをいいます。年金受取総額110%最低保証には、据置期間(10年～17年)と特別勘定年金受取期間(3年～10年)の合計期間が20年間である必要があります。なお、据置期間中に解約する場合、積立金額を一括でお受け取りいただく場合などには、この金額は保証されていません。

*記載の図はあくまでもイメージであり、将来の積立金額、ステップアップ保証金額、受取総額保証金額、死亡給付金額などを保証・予測するものではありません。

10年据置ボーナス機能とは…

1 年金受取開始後の受取総額保証金額を、基本保険金額(一時払保険料相当額)の110%で最低保証します

- 運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の110%で最低保証します。(据置期間が11年以上の場合でも最低保証は110%です)
- 特別勘定年金受取開始日における受取総額保証金額は、以下のうちいずれか大きい金額となります。
 - ▶特別勘定年金受取開始日前日における積立金額
 - ▶特別勘定年金受取開始日の直前の契約応当日におけるステップアップ保証金額
 - ▶基本保険金額(一時払保険料相当額)の110%相当額

2 据置期間中の死亡給付金の最低保証額は、毎年1%単利でふえます(上限110%)

- 運用実績にかかわらず、死亡給付金最低保証金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)に対して毎年1%単利で増加します。
- ご契約時の死亡給付金最低保証金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)と同額ですが、以後、毎年の契約応当日ごとに年1%単利で増加した金額となります。
- 据置期間が11年以上の場合は、以後の死亡給付金最低保証金額の増加は行わず、10年経過後の契約応当日における死亡給付金最低保証金額を適用します。



- ご契約時に据置期間を10年以上に設定していただく必要があります。
- ご契約時に据置期間10年未満を設定していた場合で、据置期間を延長(特別勘定年金受取開始日の変更)した結果、据置期間が10年以上になった場合には10年据置ボーナス機能は付きません。
- ご契約時に設定した据置期間を、10年未満に短縮(特別勘定年金受取開始日の変更)することはできません。
- 一部解約を行った場合には、死亡給付金最低保証金額、ステップアップ保証金額、受取総額保証金額も積立金額と同一割合で削減されます。

特別勘定年金

- 年金受取開始後も引き続き特別勘定での運用を継続しますので、年金受取総額および年金年額が増加する可能性があります。



年金受取期間中に、以後の年金のお受け取りにかえて積立金額を一括でお受け取りいただく場合、払い戻し金額と既払年金累計金額の合計金額が一時払保険料を下回る場合があります。

*据置期間終了時におけるご選択についてくわしくは、P4をご参照ください。

特別勘定繰入前に控除される費用

- 契約初期費用：一時払保険料に対して5%

据置期間中に控除される費用

- 保険契約管理費：特別勘定の積立金額に対して年率2.3%
- 運用関係費：投資信託の純資産額に対して年率0.315%程度(税抜き：年率0.30%)

特別勘定年金受取期間中に控除される費用

- 保険契約管理費：特別勘定の積立金額に対して年率2.3%
- 運用関係費：投資信託の純資産額に対して年率0.315%程度(税抜き：年率0.30%)

一般勘定年金受取期間中に控除される費用

- (年金種類の変更により一般勘定年金を選択した場合)
- 年金管理費：年金額に対して1.0%

特別勘定運用で利用する投資信託は、国内外の株式・債券への分散投資で、安定成長を目指します。

特別勘定の特徴

- 特別勘定は、主として国内外の株式および債券を投資対象とする投資信託が運用対象となります。
- 契約日からその日を含めて8日目(休業日にあたる場合には、翌営業日)が、特別勘定繰入日となります。
- ※アクサ生命のご契約の承諾が、上記の繰入日より遅い日となった場合は、承諾した日の翌営業日が特別勘定繰入日となります。
- ※特別勘定繰入日に、一時払保険料から契約初期費用(5%)を控除した上で繰り入れます。
- ※クーリング・オフ制度とは起算日が異なりますのでご注意ください。(P14参照)

特別勘定名	世界分散型 30DI																		
基本資産配分比率	国内株式:10% 国内債券:30% 外国株式:20% 外国債券(為替ヘッジなし):25% 外国債券(為替ヘッジあり):15%	外国株式:20% 外国債券(為替ヘッジなし):25% 国内株式:10% 国内債券:30% 外国債券(為替ヘッジあり):15%																	
利用する投資信託	DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)																		
利用する投資信託の運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●当ファンドは、日本および世界の株式、債券などへ分散投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。投資対象となる各資産の合成インデックスをベンチマークとし、ベンチマークに連動する投資成果を目指します。 ●基本資産配分比率は上記の通りとなります。当ファンドにおいて、外国債券の資産配分比率である40%のうち、15%相当部分を為替ヘッジします。 ●リバランスは、1ヵ月毎(月末時点)に基本資産配分比率に戻すことを原則とします。 ●当ファンドの主なリスクとして、価格変動リスク、為替リスク、信用リスク、金利変動リスクなどがあります。 																		
利用する投資信託の主要投資対象とベンチマーク	<マザーファンド> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主要投資対象</th> <th>ベンチマーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内株式</td> <td>国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド</td> <td>東証株価指数(TOPIX、配当込み)</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド</td> <td>NOMURA-BPI総合</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド</td> <td>MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み)</td> </tr> <tr> <td>外国債券(為替ヘッジなし)</td> <td rowspan="2">外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド</td> <td>シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)</td> </tr> <tr> <td>外国債券(為替ヘッジあり)</td> <td>シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)</td> </tr> </tbody> </table>			主要投資対象	ベンチマーク	国内株式	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	東証株価指数(TOPIX、配当込み)	国内債券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	NOMURA-BPI総合	外国株式	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み)	外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	外国債券(為替ヘッジあり)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)
	主要投資対象	ベンチマーク																	
国内株式	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	東証株価指数(TOPIX、配当込み)																	
国内債券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	NOMURA-BPI総合																	
外国株式	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み)																	
外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)																	
外国債券(為替ヘッジあり)		シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)																	
運用関係費	投資信託の純資産額に対して、年率0.315%程度(税抜き:年率0.30%) <詳しくはP13>																		
利用する投資信託の委託会社	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併し、みずほフィナンシャルグループ・第一生命の両グループの運用ノウハウ、人材、グローバルなネットワークを結集した資産運用会社です。																		

- ※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分比率に調整することをいいます。
- ※特別勘定の種類、運用方針および運用協力会社は、将来変更される可能性があります。
- ※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

- 特別勘定資産の運用方法については、ご契約者は一切の指示を行うことはできません。
- 特別勘定資産は、毎日評価されます。特別勘定資産のうち、このご契約にかかわる部分を積立金額といいます。この積立金額の額は、特別勘定資産の運用実績により変動します。
- 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行います。法令等の改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行います。
- 特別勘定について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

投資リスクについて

本商品は、年金額や払いもどし金額(解約返戻金額)などが特別勘定資産の運用実績に基づいて変動するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定(ファンド)の資産運用には以下のリスクがあり、運用成果によっては、年金や払いもどし金(解約返戻金)などのお受け取りになる合計額が、一時払保険料の額を下回る場合があります。これらのリスクは、すべてご契約者が負うことになります。

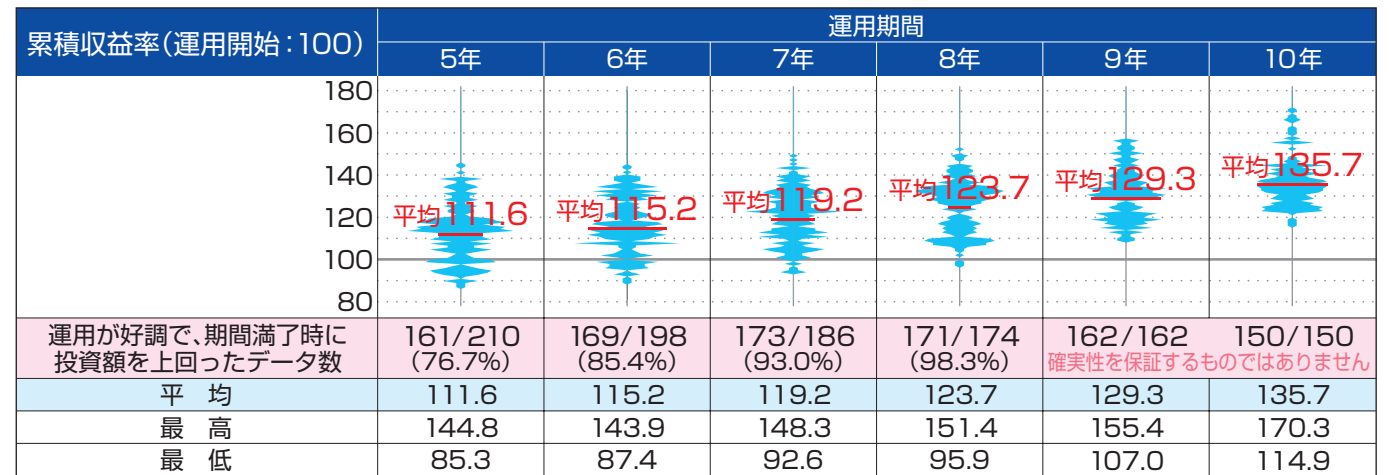
価格変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により、資産価値が減少することがあります。

特別勘定の運用実績により、年金受取総額の増加が期待できます。

過去の参考指数による運用シミュレーションをもとにした運用期間別の累積収益率と分布

注意 下表は、下記試算前提条件により各運用期間運用を行ったと仮定した場合のシミュレーションを事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値に過ぎず、特別勘定の将来にわたる運用成果や実績を保証するものではありません(9年以上運用すると必ず投資額を上回るわけではありません)。本シミュレーションではステップアップ保証機能による受取総額保証金額の増加については考慮していません。

<諸費用相当控除後・課税前>



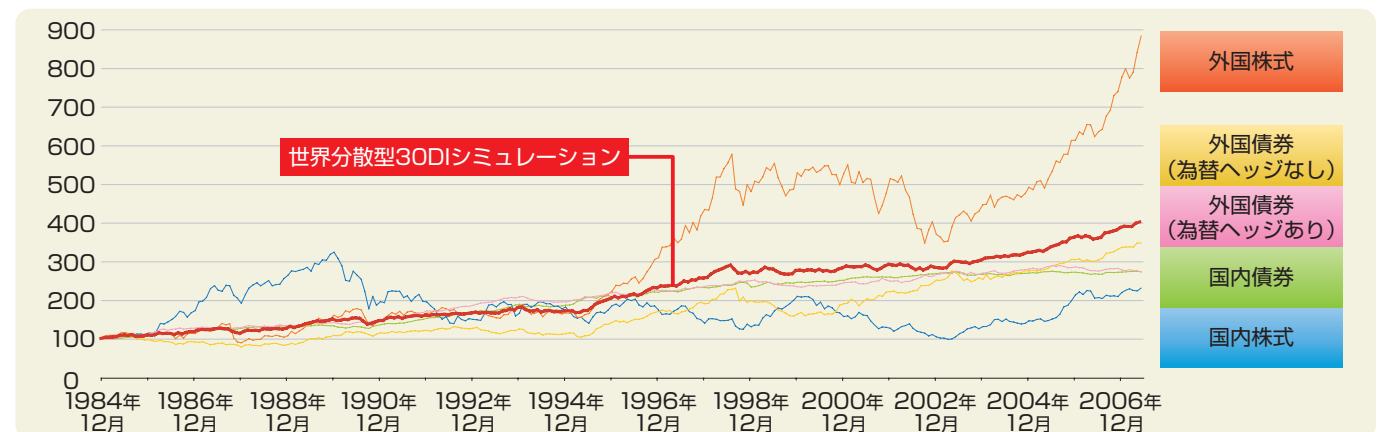
* 例えば、運用期間5年の場合、過去の参考指数の月次データに基づき、毎月月末時点で運用を開始したと仮定して5年間の運用期間がとれる(運用開始時期:1984年12月末日~2002年5月末日)210個のデータのうち、運用期間満了時に投資額を上回ったデータ数、および、最高、最低、平均累積収益率をそれぞれ表示しております。なお、運用開始時期によって上記の各運用期間に満たない場合がありますので、その場合はシミュレーションに含めておりません。

- 【試算前提条件】世界分散型30DIと同様の資産配分比率で下記の参考指数を保有し、毎月月末に基本資産配分比率に戻した前提で、各資産クラスの各月の累積収益率から、以下の費用を控除したと仮定して累積収益率を算出。結果、各運用期間における最高、最低、平均累積収益率、および累積収益率がプラスとなったデータの割合を算出。データは1984年12月末日から2007年5月末日までの月末時データ。契約初期費用5%を特別勘定繰入前に投資額(一時払保険料)から控除、保険契約管理費(年率2.3%)、および運用関係費(年率0.315%)相当額を月割で控除。
 - 【参考指数】国内株式:東証株価指数(TOPIX、配当込み) 国内債券:NOMURA-BPI総合 外国株式:MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み) 外国債券(為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) 外国債券(為替ヘッジあり):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)
- ※これらの参考指数に関し、各発表機関の許諾なしに参考指数の全部、または一部を複製、頒布、使用等することは禁止されています。また、これらの情報は、信頼できると判断された情報源から得たものですが、各発表機関はその確実性および完結性を保証するものではありません。各発表機関は当ファンドの運用成果に関し、一切責任はありません。なお、参考指数の詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をご参照ください。
- ※データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社、野村證券株式会社、MSCI Inc.、シティグループ・グローバル・マーケット・インクのデータによりアクサ生命作成

参考指数と合成インデックスの推移

注意 下記のグラフは、下記試算前提条件により運用を行ったと仮定した場合の累積収益率を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値および推移に過ぎず、特別勘定の将来にわたる運用成果や実績を保証するものではありません。過去の参考指数におけるシミュレーションであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

<諸費用相当控除前・課税前>

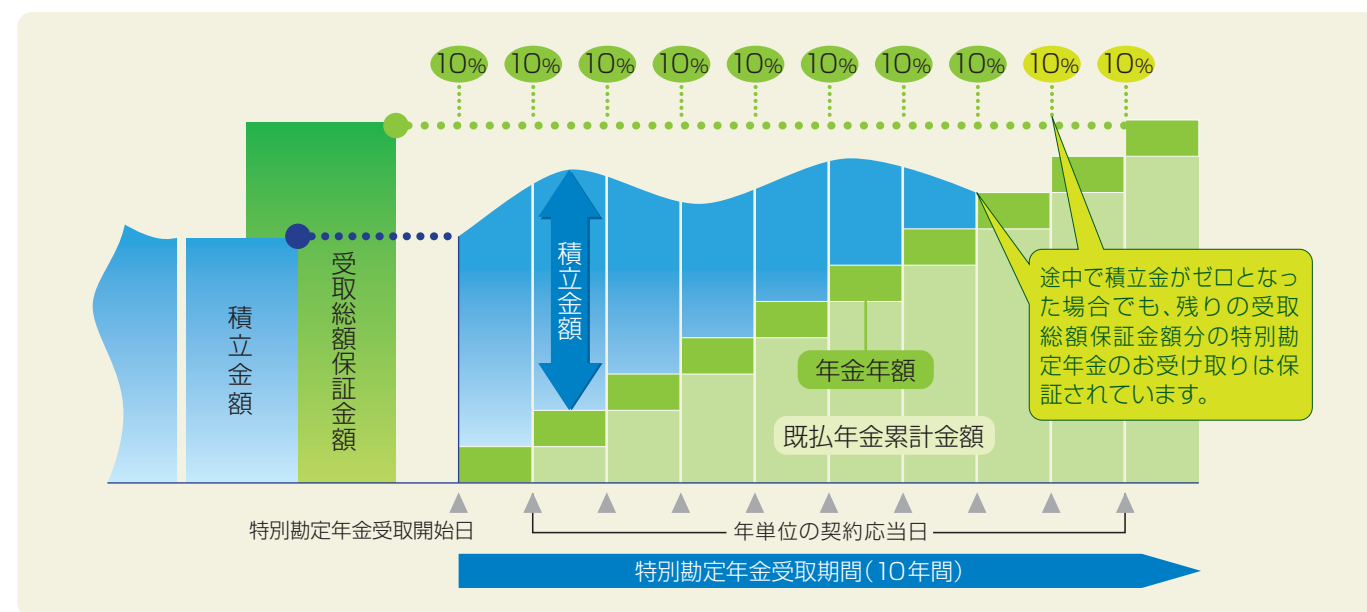


- * 上記のグラフのデータ対象期間は1984年12月末日から2007年5月末日までであり、1984年12月末日を100とした各月末数値(指数)でグラフ化したものです。
- 【試算前提条件】世界分散型30DIシミュレーションの累積収益率は、世界分散型30DIと同様の資産配分比率で下記の参考指数を保有したと仮定した場合のもので、算出にあたり契約初期費用、保険契約管理費、運用関係費など諸費用相当は一切控除していません。
 - 【参考指数】参考指数は上記2.の通りとなります。

特別勘定で運用しながらお受け取りいただく年金の受取総額は最低保証されています。

イメージ図 特別勘定年金受取が10年の場合

※数字は受取総額保証金額に対する特別勘定年金年額の割合です。この割合は特別勘定年金受取期間に応じて異なります。



*記載の図はあくまでもイメージであり、将来の積立金額、受取総額保証金額、特別勘定年金年額などを保証・予測するものではありません。

- 本商品において最低保証されるのは、特別勘定年金受取開始日以後における既払年金累計金額と、被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金の合計金額です。
- 年金受取総額保証には、据置期間(5年～17年)と特別勘定年金受取期間(3年～15年)の合計期間が20年間である必要があります。

- 据置期間中に確定した受取総額保証金額をもとに算出した特別勘定年金を、年金受取期間中お受け取りいただきます。
- 年金受取期間中も特別勘定での運用を継続しますので、年金受取総額および年金年額が増加する可能性があります。
- ご契約時に据置期間5～9年をご選択された場合、据置期間中および年金受取期間中の運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されています。(P3-4参照)
- ご契約時に据置期間10年以上をご選択された場合、年金受取開始時の受取総額保証金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の110%が最低保証されています。(P5-6参照)

特別勘定年金年額

特別勘定年金受取開始日以後、所定の年金受取期間中年金をお受け取りいただけます。

- 特別勘定年金年額は、特別勘定年金受取開始日において確定した受取総額保証金額を、特別勘定年金受取期間で割った金額となります。

特別勘定年金年額 = 受取総額保証金額 ÷ 特別勘定年金受取期間 ※円未満切り上げ

※ご契約後、据置期間を短縮・延長(特別勘定年金受取開始日を変更)した場合には、変更後の据置期間によって決まる特別勘定年金受取期間に基づいて計算します。

- 毎年の特別勘定年金受取日の前日に、その日末の積立金額から、特別勘定年金受取日における特別勘定年金年額を控除します。
- 特別勘定年金受取期間中に積立金額がゼロとなった場合でも、残りの受取総額保証金額分の特別勘定年金のお受け取りは保証されています。
- 特別勘定年金受取期間最終年度における契約当日に、最終年度分の特別勘定年金を差し引いた後も積立金額に残額がある場合は、その金額を最終の特別勘定年金年額に加算した金額をお受け取りいただけます。
- 特別勘定年金の受取開始日以後の運用実績が好調で、毎年の特別勘定年金受取日前日における積立金額が、受取総額保証金額を上回った場合には、その時点の積立金額を新たな受取総額保証金額として適用し、特別勘定年金年額は、見直し後の受取総額保証金額に基づいて計算します。

年金受取期間短縮機能(据置期間の延長)

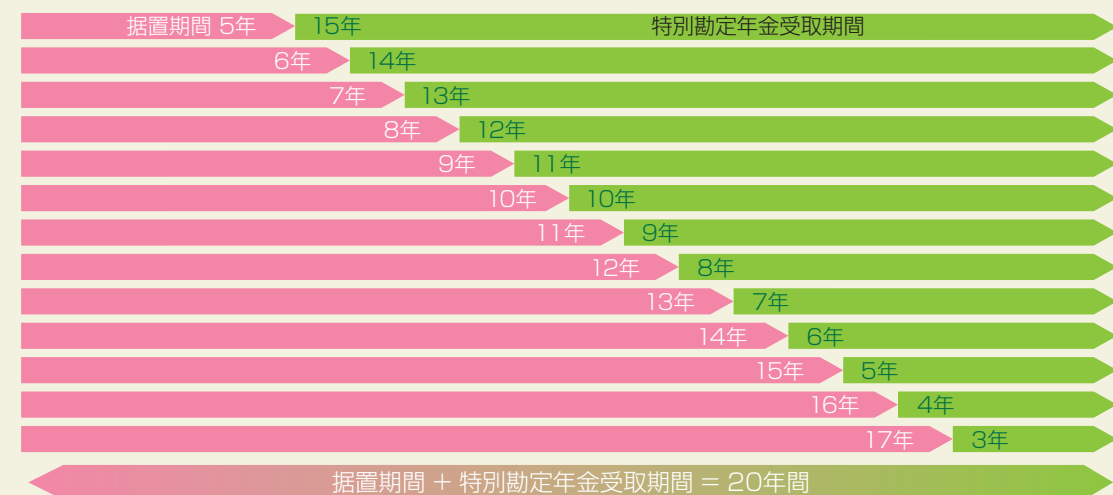
据置期間を延長することができます。

この場合、年金受取期間短縮機能により、特別勘定年金受取期間はその分短くなります。

- 1 据置期間は、1年単位で延長することができます
- 2 据置期間を延長することにより、年金受取期間は短縮されます
- 3 延長後も、ステップアップ保証機能は適用されます

- 年金受取期間短縮機能とは、年金受取開始日を変更し据置期間を延長することにより、延長した期間分、特別勘定年金受取期間が短縮となる機能のことをいいます。
- 据置期間の延長後も、特別勘定での運用を行います。また、引き続き毎年ステップアップ保証金額の判定を行います。
- 据置期間は、契約日から、最長で17年(ただし特別勘定年金受取開始日における被保険者の年齢が90歳以下)まで1年単位で延長することができます。(据置期間の延長は変更前の特別勘定年金受取開始日の10営業日前までに、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限り)

イメージ図 年金受取期間短縮機能



据置期間の短縮

ご契約時に選択した年金のお受け取り時期を早めたい場合は、据置期間を短縮することができます。

- 年金受取開始日を変更することにより、据置期間を短縮できます。
- ご契約時に選択した据置期間が、5年から9年の場合は最短5年(年単位)まで、10年以上の場合は最短10年まで短縮することができます。(据置期間の短縮は、変更後の特別勘定年金受取開始日の10営業日前までに、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限り)

特別勘定年金の受取日

特別勘定年金は、特別勘定年金受取開始日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。(特別勘定年金受取開始日の5営業日前までにアクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限り)

- 特別勘定年金受取開始日は、据置期間満了日の翌日となります。
- 毎年の特別勘定年金受取日は、毎年の契約当日となります。
- 特別勘定年金を分割でお受け取りいただくことも可能です。[分割回数:年2・4・6回のいずれか] この場合2回目以後の特別勘定年金受取日までの期間中は、一般勘定で運用しますのでアクサ生命の定める利率が適用されます。

特別勘定年金受取日を、年金受取人が指定する任意の日に変更いただくこともできます。ご指定いただいた年金受取日から、その日を含めて5営業日以内年金をお受け取りいただけます。

- 任意で指定する場合の年金の受取日は、年2日までご指定いただけます。この場合、特別勘定年金年額は一般勘定に移しかえられた後、当初の特別勘定年金受取日からご指定いただいた年金の受取日までの期間、アクサ生命の定める利率が適用されます。

※分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。

被保険者が亡くなられた場合にお受け取りいただく金額は最低保証されています。

		据置期間(ご契約時)		給付金 名称	給付金 受取人
		5年～9年	10年～17年		
据置期間中	年金受取開始日前に死亡された場合	▶積立金額 ▶ステップアップ保証金額 被保険者が死亡された日における上記のいずれか大きい金額	▶積立金額 ▶ステップアップ保証金額 ▶死亡給付金最低保証金額(10年据置ボーナス機能)(P6参照) 被保険者が死亡された日における上記のいずれか大きい金額	死亡給付金	死亡給付金受取人
	所定の不慮の事故等により死亡された場合	基本保険金額(一時払保険料相当額)の10%を上記のいずれかの金額に加算した金額をお受け取りいただけます。		災害死亡給付金	
特別勘定年金受取期間中		▶積立金額 ▶受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額 被保険者が死亡された日における上記のいずれか大きい金額 ※受取総額保証金額の見直しがあった場合は、見直し後の受取総額保証金額を計算に使用します。		死亡一時金	年金受取人*1

*1.年金受取人が死亡された被保険者と同一人の場合は、年金受取開始時に指定していただいた年金継続受取人にお受け取りいただけます。
※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額(一時払保険料相当額)となります。

年金払特約(O6)

この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されるものです。

- 死亡給付金額(災害死亡給付金額を含みます)または死亡一時金額を、一時金にかえて、確定年金(年金支払期間:5・10・15・20・25・30・36年のいずれか)としてお受け取りいただくこともできます。
- この特約は、ご契約時および据置期間中の場合にはご契約者が、特別勘定年金受取期間中には年金受取人が付加することもできます。また、被保険者がお亡くなりになった後に死亡給付金受取人または年金受取人が付加することもできます。

※この特約の年金年額は10万円から3,000万円の範囲内となります。この場合、アクサ生命を引受保険会社とする他の年金商品などの毎年の年金額と通算されますが、特別勘定年金年額(既契約を含む)は通算の対象とはなりません。10万円未満の場合、および3,000万円超の場合の3,000万円をこえる部分については、第1回目の年金受取時に一時金でお受け取りいただけます。

積立金額の一括受取、解約などのお取り扱い

払いもどし金(解約返戻金)は特別勘定(ファンド)の運用実績によって毎日変動します。払いもどし金(解約返戻金)には最低保証はありませんので、運用実績やお客さまにご負担いただく費用などにより一時払保険料を下回る場合があります。

据置期間中(ご請求者:ご契約者)

積立金額の一括受取	●請求書類をアクサ生命の当社が受け付けた日の翌営業日における積立金額を一括でお受け取りいただけます。 ※据置期間5年の場合一括受取の金額の差益部分に対して20%源泉分離課税がかかりますのでご注意ください。(P12参照)
解約	●請求書類をアクサ生命の当社が受け付けた日(解約日)の翌営業日における積立金額をお受け取りいただけます。
一部解約	●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額が控除され、基本保険金額(一時払保険料相当額)、ステップアップ保証金額、死亡給付金最低保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。 ※一部解約請求金額が3万円未満となる場合、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した額が50万円未満となる場合には一部解約のお取り扱いはできません。

特別勘定年金受取期間中(ご請求者:年金受取人)

積立金額の一括受取	●請求書類をアクサ生命の当社が受け付けた日の翌営業日における積立金額を一括でお受け取りいただけます。
受取総額保証金額の減額(積立金額の一部解約)	●減額後の受取総額保証金額(基準保証金額)をご指定いただけます。 ●受取総額保証金額の減額をした場合、請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日を基準として、減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 ●減額前の積立金額から、減額後の積立金額を差し引いた額をお受け取りいただけます。 ※減額後の年金年額は、減額後の受取総額保証金額をもとに改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、積立金額と同一割合で減額されます。 ※減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、受取総額保証金額の減額のお取り扱いはできません。

本資料に記載している税務上のお取り扱いについては、平成19年9月1日現在の税制に基づいており、将来的には変更となる場合があります。個別のお取り扱いにつきましては、必ず税理士または所轄の税務署にご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時(一時払保険料)の税務

■お払い込みいただいた保険料について

一時払保険料相当額	一般の生命保険料控除の対象となります
-----------	--------------------

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。年金受取人または死亡給付金受取人がご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

据置期間中の税務

■積立金額の一括受取時にかかる税金について

差益	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税

■解約時に差益が発生した場合にかかる税金について

解約差益	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税

■死亡給付金額(災害死亡給付金額を含みます)のお受け取り時にかかる税金について

ご契約者	契約形態		一時金でお受け取りいただく場合	年金でお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(O6)」を付加した場合	
	被保険者	死亡給付金受取人		年金受取開始時	年金受取時
本人	本人	配偶者	相続税 *1	相続税 *1*2	所得税(雑所得) 住民税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税	なし	
本人	配偶者	子	贈与税	贈与税 *2	

- *1.ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が法定相続人の場合、他の死亡保険金と合算のうえ、「500万円×法定相続人数」が非課税扱いとなります(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます)。<相続税法第12条>
- *2.支払事由が発生した時点で、年金受給権の評価額が相続税または贈与税の課税対象となります(被保険者が生存されている間に「年金払特約(O6)」を付加した場合に限ります)。<相続税法第24条>

年金受取期間中の税務

■年金年額のお受け取り時にかかる税金について

年金年額	所得税(雑所得)、住民税
------	--------------

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。<相続税法第24条>

■積立金額の一括受取時にかかる税金について

差益	所得税(一時所得)、住民税
----	---------------

■死亡一時金額のお受け取り時にかかる税金について

ご契約者	契約形態		一時金でお受け取りいただく場合	年金でお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(O6)」を付加した場合
	被保険者	年金受取人		
本人	本人	本人→相続人	相続税	所得税(雑所得) 住民税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税	

※年金でお受け取りいただく場合、ご契約者と年金受取人が異なる場合には、支払事由が発生した時点で、年金受給権の評価額が相続税課税対象となります(被保険者が生存されている間に「年金払特約(O6)」を付加した場合に限ります)。<相続税法第24条>
※相続税法第12条は適用されません。

ご参考 相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」について

年金受給権取得時において、支払事由が発生しているものについては、以下のように評価されます。
※被保険者が生存されている間に「年金払特約(O6)」を付加した場合に限ります。

残存年金支払期間	5年以下	5年超10年以下	10年超15年以下	15年超25年以下	25年超35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

! ご契約者にご負担いただくこの保険の費用は、契約初期費用・保険契約管理費・運用関係費の合計金額となります。
 なお、年金種類の変更により一般勘定年金を選択された場合には、年金管理費がかかります。

特別勘定繰入前に控除される費用

項目	費用	ご負担いただく時期	
契約初期費用	ご契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に対して 5% (例)一時払保険料1,000万円の場合、 50万円	一時払保険料を特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

据置期間中に控除される費用

項目	費用	ご負担いただく時期	
保険契約管理費	特別勘定年金受取累計金額(既払年金累計金額)と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持などに必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率2.3% (例)その日の特別勘定の積立金額が1,000万円の場合、 1日あたり約631円	毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費 *1	特別勘定の運用などに必要な費用	投資信託の純資産額に対して 年率0.315%程度(税抜き:年率0.30%) (例)その日の投資信託の純資産額が1,000万円の場合、 1日あたり約87円	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

年金受取開始日以後に控除される費用(特別勘定年金受取期間中)

項目	費用	ご負担いただく時期	
保険契約管理費	特別勘定年金受取累計金額(既払年金累計金額)と死亡一時金額の合計金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持などに必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率2.3% (例)その日の特別勘定の積立金額が1,000万円の場合、 1日あたり約631円	毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費 *1	特別勘定の運用などに必要な費用	投資信託の純資産額に対して 年率0.315%程度(税抜き:年率0.30%) (例)その日の投資信託の純資産額が1,000万円の場合、 1日あたり約87円	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

年金受取開始日以後に控除される費用(年金の種類の変更により一般勘定年金を選択した場合)

※「年金払特約(06)」により年金をお受け取りいただく場合を含みます。

項目	費用	ご負担いただく時期	
年金管理費 *2	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して 1.0% (例)年金額100万円の場合、 1万円	年金受取日に、責任準備金から控除します。

*1 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。なお、運用関係費は運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*2 年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

本商品は、クーリング・オフ制度の対象となります。

ご契約の申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、お申込者またはご契約者は、アクサ生命宛ての書面にてご契約のお申込みの撤回(クーリング・オフ)をすることができます。

※ご契約のお申込みの撤回(クーリング・オフ)のお申し出をいただいた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。ご契約のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の意思表示した封書をアクサ生命に発信(ご契約の申込日からその日を含めて8日以内の消印有効)いただく必要があります。クーリング・オフ対象期間をこえて特別勘定繰入日前にご解約される場合の払い戻し金額(解約返戻金額)は、基本保険金額となります。

※契約日から8日以内ではございませんのでご注意ください。

ご契約のお取り扱い

被保険者の年齢(保険年齢)	0歳~80歳 ※被保険者の年齢は保険年齢です。(被保険者の誕生日から起算して6ヶ月以下のものは切り捨て、6ヶ月を超えるものは切り上げます。)
基本保険金額	最低200万円/最高5億円/10万円単位
一時払保険料	基本保険金額と同額
保険料払込方法	一時払
責任開始日	被保険者告知日、または、アクサ生命保険料領収日のいずれか遅い日 ※この日に、ご契約上の保障(責任)が開始されます。
契約日	責任開始日 ※この日を基準として、ご契約年齢や据置期間などを計算します。
特別勘定繰入日	契約日からその日を含めて8日目(休業日にあたる場合には、翌営業日) ※アクサ生命のご契約の承諾が、上記の繰入日より遅い日となった場合は、承諾した日の翌営業日が特別勘定繰入日となります。特別勘定繰入日に、一時払保険料から契約初期費用(5%)を控除した上で繰り入れます。
据置期間(ご契約時)	保証金額付特別勘定年金特約(定期II型) 20年運用型(ステップアップ保証機能) 5年~9年(年単位) 保証金額付特別勘定年金特約(定期I型) 20年運用型(ステップアップ保証機能+10年据置ボーナス機能) 10年~17年(年単位)
年金の種類	保証金額付特別勘定年金(定期)
年金受取期間	20年-据置期間
年金受取開始年齢	被保険者年齢+据置期間 ※年金受取開始年齢は90歳までとなります。
年金種類の変更(一般勘定年金)	●契約日から10年以上経過している場合に限り、積立金額をもとに年金の種類を一般勘定で運用する年金に変更できます。 ●確定年金[5・10・15・20年]、10年保証期間付終身年金のいずれかの年金種類からご選択いただけます。
	! この場合の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されるものです。
基本保険金額の増額	お取り扱いいたしません。
契約者貸付	お取り扱いいたしません。
契約者配当金	ありません。
特別勘定名	世界分散型30DI